

Q 遅刻時間による賃金カットを行う場合の端数処理は

A

割増賃金の計算では次のような場合に端数処理が認められています（昭 63・3・14 基発第 150 号）。

- (1) 1 ヶ月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げること
- (2) 1 時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50 銭未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 円に切り上げること
- (3) 1 ヶ月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の割増賃金の総額に 1 円未満の端数が生じた場合、(2) と同様に処理すること

このような扱いを認めることについて同通達では、「常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものと認められるから、法第 24 条及び第 37 条違反としては取り扱わない」としているところです。

ただし、これは割増賃金の計算についてのみ例外として認められているもので、遅刻や早退などに対する不就労部分の賃金カットにおける端数処理について同通達は、「5 分の遅刻を 30 分の遅刻として賃金カットをするような処理は、労働の提供のなかった限度を超えるカット（25 分についてのカット）について、賃金の全額払の原則に反し、違法である。なお、このような取扱いを就業規則に定める減給の制裁として、法第 91 条の制限内で行う場合には、全額払の原則には反しないものである」としています。

つまり、遅刻や早退などに対する「ノーワーク・ノーペイ」の原則に基づく欠勤控除は、実際の不就労時間を上回るような計算は認められないわけです。これは、1 日単位では認められないが、1 ヶ月を合計した場合には、前記 (1) と同様の端数処理を認めるというものではありません。

例えば、欠勤控除を 30 分単位で行うのであれば、1 ヶ月の遅刻時間の合計が 2 時間 40 分の場合は 2 時間 30 分相当額を控除するという方法は可能です。しかし、2 時間 40 分の遅刻に対し 3 時間相当額を控除することはできません。欠勤控除における端数処理が認められるのは、労働時間の端数を常に切り捨てるものに限られるということです。

労働の対価たる賃金の支払いは、実際に提供された労働に対しては、それに  
応じた賃金の全額を支払うことが大原則であり、割増賃金の計算における1ヵ  
月単位での端数処理が認められているのは、その例外にすぎません。